

令和 8 年 4 月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和 8 年 4 月 28 日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9 時 30 分
- 4 閉会時刻 10 時 34 分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 篠田 寛
県立高校改革担当局長 田村 暢
副局長 三杉 正篤
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当） 渡貫 由季子
総務室長 飯田 馨
行政部長 鈴木 鎮夫
指導部長 大東 洋樹
支援部長 八矢 信宏
生涯学習部長 岡田 久
企画調整担当課長 星 孝樹
管理担当課長 松田 剛志
行政課長 高橋 慶吏
高校教育課長 及川 博伸
学校支援課長 栗野 成広
生涯学習課長 秋山 直樹
- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 4 月臨時会 会議日程

日時 令和 8 年 4 月 28 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

- | | |
|------------|--|
| 臨教第 8 号議案 | 令和 9 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第 9 号議案 | 令和 9 年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第 10 号議案 | 令和 9 年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について |
| 臨教第 11 号議案 | 令和 8 年第 2 回県議会定例会への提案に係る申出について |
| 臨教第 12 号議案 | 令和 8 年第 2 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

日程第 2

- | | |
|--------|--------------------------|
| 報第 3 号 | 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について |
|--------|--------------------------|

2 協議・報告事項

- | | |
|------|---|
| 報告 1 | 令和 7 年度卒業式及び令和 8 年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について |
| 報告 2 | 不祥事防止の取組について |

教育委員会 4 月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 4 月臨時会を開会いたします。

 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。

 なお、吉田委員におかれては、教育委員会会議規則に基づくオンライン出席となっておりますので、ご承知おきください。

 本日の会議録署名委員であります、下城委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

下城委員 （了解）

教育長 本日の議題ですが、日程第 1 として「令和 9 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ほか 4 件の付議案件があります。

 また、日程第 2 として「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」の報告案件があります。

 さらに、協議・報告事項として「令和 7 年度卒業式及び令和 8 年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ほか 1 件の報告があります。

 お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の臨教第11号議案及び臨教第12号議案は、知事への申出に関する案件であります。よって、地教行法第14条第 7 項ただし書及び会議規則第35条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、非公開案件は後で審議することといたしまして、先に公開の案件に入りたいと思います。

 また、日程第 1 の臨教第 8 号議案から臨教第10号議案の各議案は、関連する案件でありますので、それぞれ続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、会議規則第22条の 2 の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第１の臨教第８号議案から臨教第10号議案までの各議案に入ります。

臨教第８号議案	令和９年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について
臨教第９号議案	令和９年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について
臨教第10号議案	令和９年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について
	説明者 及川高校教育課長

高校教育課長 ファイル01「第８号議案」をご覧ください。「令和９年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」です。これは、令和９年度の神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針として要綱を制定いたしたく、提案するものです。

同じく、ファイル02「第９号議案」は、令和９年度の神奈川県立海洋科学高校の専攻科について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

同じく、ファイル03「第10号議案」は、令和９年度の神奈川県立の中等教育学校について、同様の趣旨から要綱を制定するものとなっています。第８号議案、第９号議案及び第10号議案について、併せてご説明を申し上げます。

第８から10号議案の概要につきましては、ファイル01-2「臨教第８～10号議案関係」をご覧ください。これらの議案は、令和９年度県立高等学校の入学者募集、専攻科の入学者募集及び中等教育学校の入学者募集の基本方針となる要綱を制定するもので、「年度定め」としております。「Ⅰ 令和９年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ですが、最初に、資料の「日程」についてご覧ください。

「（１）」から「（４）」は募集の区分ごとに日程をお示ししております。資料にはございませんが、日程を決めるにあたり、その考え方として、私立高校の検査日を考慮すること、公立中学校の卒業式の日程を確保すること、さらに共通選抜学力検査について月曜日以外とするなどを勘案して決定しております。「（１）」表の中段、共通選抜学力検査の期日は２月16日（火）といたしました。表の下段、追検査の期日については、共通選抜の学力検査から少なくとも中五日を確保することから２月22日（月）実施といたしました。「（２）」表の中段、定通分割選抜の学力検査の期日は、３月15日（月）となっていますが、曜日の並びの関係で、月曜日実施を避けた場合、合格発表の期日を３連休明けの３月23日（火）まで繰り下げざるを得ず、中学生の進路決定にも影響を与えることから、定通分割選抜は３月15日（月）実施とし、合格発表の期日を３月19日（金）といたしました。なお、この定通分割選抜については、午後からの実施となっています。

続きまして、2/8ページをご覧ください。この2/8ページから4/8ページにおいては、

再編・統合等における表記の変更や、志願者や保護者、中学校にとって、わかりやすく、詳細な表記となるよう変更をいたしました。

次に、5/8ページをご覧ください。「Ⅱ 令和9年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について」となります。

「1」は、例年通りの考え方で日付を変更したもので、検査の期日は10月30日（金）、合格発表の期日を11月16日（月）といたしました。

5/8ページの「2」から7/8ページの「6」までは、令和8年4月1日に学科名が変更となり、新たな学科名を記載したものととなります。

「7」につきましては、高等学校の要綱にあわせて表記を変更しました。

次に、8/8ページの「Ⅲ 令和9年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」をご覧ください。神奈川県立の中等教育学校の検査の期日については、例年2月3日、合格発表の期日は2月10日と固定されており、今回、曜日を変更いたしました。

「2」及び「3」は高等学校の要綱にあわせて表記を変更しました。

以上が臨教第8号、9号及び第10号議案の説明となります。これら三つの議案につきましては、本日議決をいただきましたら、横浜市、川崎市及び横須賀市の教育委員会と調整のうえ、「令和9年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜の主な日程等について」として、5月1日に報道あて、参考資料送付を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

下城委員

それでは三案一括して、何かご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは私から一言だけ。従来と同じ考え方で、日程を改め、カレンダーに合わせて改められたということですが、今回いろいろなその並びの関係で、通常あまり実施されなかった月曜日がいくつか入っている。そのうち一つは午後からの実施というような配慮もあるようですけれども、中学校のほうに、なぜ月曜日を避けるかという、前日が日曜日なので、中学校のほうから明日試験だよ、ということの最後の声掛けみたいなのができなくて、忘れてしまう子が出てくるといけないから、ということで月曜日を外していたのだと思います。なので、今回それが月曜日になるということがあるので、中学のほうに忘れないようにということの指導をお願い、徹底してお願いしたいと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

高校教育課長

中学校の校長対象に、進路指導中・高連絡協議会として、説明会がありますので、その機会に連絡するとともに、毎月中学校の進路指導担当の代表校長と県教育委員会の入学者選抜担当が会議を行っておりますので、指導の徹底、日程の徹底をしていきたいと思っております。以上でございます。

下城委員

万が一忘れて出てこなかった受検生が出てきたりした、するような時にも、できれば、何らかの救済措置も併せて考えておいていただけるといいかなと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

笠原委員

直接この日程とかに絡むことではないのですが、連携型中高一貫教育校連携募集で、愛川高校も連携型の一校かと思うのですが、この間定員の増減というか、枠、これについては検討されてきている機会はあったのでしょうか。最初からずっと今の人数で変わらないのか。入学者の募集だとかその結果を見ると、連携枠が十分に活かされてない気がするのです。特に愛川の場合には、交通のアクセスの問題もあって、なかなか地域外に求めていくとなると、かなり交通の負担もかかってくる。各学校の中でその連携枠がある程度保証されれば、域内での生徒も増えてくるのだらうと思うのですが、そもそも連携枠が埋まらないというところのあたりについて、ここで聞くことが適切かどうかというのは気にはなるのですが、その辺のご検討のところの状況というものが分かれば教えていただきたいのですけれども。

高校教育課長

基本的には県立高校改革の実施計画の中で進んできたところがありまして、次の計画はまだ未確定ですけれども、今国の動きも踏まえながら、新しい改革案を検討しているところです。今の委員からのご指摘の愛川高校につきましては、令和8年度入学者選抜で、かなり定員が少なかった状況もありますので、愛川町の教育委員会等とも打合せをしておりますので、次期の改革も踏まえて、検討させていただければと考えております。

笠原委員

それぞれの地域の中に県立高校がある場合、やはり地域の市町村はその県立高校との連携を活かしたいという思いで、山北のように、教育基本計画の中に位置づけながら、高校との連携によって、子どもたちの進路であるとか、将来の就労等に繋げていきたい。と同時に、地域の活性化みたいなところも狙っているというところもあると思うのです。特に愛川は、それこそ外国につながりのある子どもたちもかなり多く在住し、小・中学校と愛川高校が連携しながら、義務教育の段階での教育の充実にも力を貸していただいているという経緯もあるので、やはり、その辺りの課題をきちんと整理をして、ニーズにどこまで応えられるのか、というところは、しっかりと検討していただいて、将来に繋がるような、展望を示していただけるとありがたいかなと思いますので、よろしくお願いします。

下城委員

他にいかがでしょうか。

佐藤委員

志願または検査の際の妨害行為、って本県ではいままで聞いたことがないと思うのですが、他県でそういう事例があったのか、あるいは具体的にはどういう行為が想定されているのか教えていただければと思います。

高校教育課長

妨害行為ですね。

佐藤委員 妨害行為。

高校教育課長 他県の状況は分かりませんが、検査中に大きな声を出して妨害をするということと、あとは不正行為として、ほかの生徒の答案を見てしまったりするような状況があります。基本的には教員がそういう行為を行わないように声かけをして、ほかの受検生に影響がないよう対応しているところです。大きな声を出してしまうような状態のときは、本人と話し、状況によっては別室で受検をしていただくような対応をとることになると考えております。

佐藤委員 もともと大きな声を出しそう、出す可能性があるお子さんについては、別室受検を申し出てもらえると思うのですが、もしそういう措置をしていなくて、現場でそういうことがあったときも、別室に動いていただくことは可能ということでしょうか。

高校教育課長 そうですね。状況に応じて、学校判断でそういうことになることもあると考えております。

佐藤委員 この新たな要綱で、「入学の許可を取り消す」ことになるような妨害行為というのはどうことが想定されているのでしょうか。

高校教育課長 そうですね、明らかな不正行為です。妨害となると、ほかの受検生に影響を与えるような言動があった場合が想定されます。その場合、校長の判断で、合格としないということはあるかと考えております。

佐藤委員 具体的な事例があったからこの改正をするというわけではない。

高校教育課長 そうですね、そういうことが起こったときの対応として記載をしております。

佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 中等教育学校の募集定員なのでありますが、160人ということで、男女分けずに、成績順に上から合格者が決まることになると思うのですが、例えばですね、男女比が少しバランスが崩れた場合に、設備、例えば施設のところの対応というのは、特にこれまでも問題なく、これからその男女比のところの手当、みたいなところは、何か対策として考えられているところというものはありますでしょうか。

高校教育課長 学校から直接、例えばトイレの問題は聞いたことは今のところありませんけれども、

もしそういう状況があれば、施設の改修も検討する必要があると思います。今のところ学校からはその辺の話は聞いていない状況です。

常陸委員 今の設備の環境に対応したといえますか、問題なく、今のところは進んでいるということでしょうか。

高校教育課長 男女関係については、特に聞いていないということです。

常陸委員 ありがとうございます。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 関連していいですか。確か今年度も中等教育学校、平塚中等のほうでしたか、女子のほうが多かったような気がするのですが、例えば今年度は人数がかなり大きく開いたわけではないかもしれませんが、やはり多くなることによって、学校生活上の不便さというものは、従来の環境から変わってくると思うのです。ある程度こういう状況が起きたらこうする、つまり、入ってくる生徒さんたちに不利益がないようにするというのは大切なことかと思うのですが、その辺は事前に確認が特になされなかったということですか。

高校教育課長 一点、女子の更衣室が、足りないという話を耳にし、学校も苦勞しているところは確かにあったと思います。当初は男女同じ人数でやっていましたけれども、今は男女区別しなくなっているんで、女子が多めになっているところもあって、確かに更衣室については少し課題になっていると思います。学校と調整しながら、改善できるところは改善していければと考えております。

下城委員 よろしいですか。吉田委員よろしいですか、吉田委員、何かご質問があれば。よろしいですか。

吉田委員 大丈夫ですよ、結構ですよ。

下城委員 それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 それでは、ただいまの臨教第8号議案から臨教第10号議案までの各議案について、原案のとおり決することで、ご異議はございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員お願いしま

す。

下城委員 それでは次に、日程第2の報第3号に移ります。

報第3号

神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について

説明者 栗野学校支援課長

学校支援課長 ファイル06をお開きください。報第3号「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」ご説明させていただきます。

1/3ページをご覧ください。本件は、「神奈川県いじめ防止対策調査会」の第6期委員の任期が、本年4月25日で任期を満了することに伴い、新たに委員を委嘱等するのに急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、別紙のとおり委員を委嘱等いたしましたので、ご報告するものでございます。

続いて、2/3ページをご覧ください。委員名簿でございます。委員の定数は15名、委員の任期は本年4月26日から令和10年4月25日までの2年間でございます。委員のうち、下里大介氏から、松本浩之氏までの11名につきましては、いじめの防止等に関し、学識経験を有する者として、各種団体からの推薦に基づき、ご就任をいただいた方々でございます。続きまして、小塚祐歩氏から、片山葉子氏までの4名につきましては、いじめ防止等に関係する行政機関の代表として、神奈川県都市教育長協議会、神奈川県町村教育長会及び県立学校長会議からの推薦に基づきご就任いただいた方々でございます。15名の委員の男女構成は、男性6名、女性9名であり、女性委員登用率は60%となっております。

なお、3/3ページに、参考として新旧委員名簿を添付しております。

説明は以上でございます。

下城委員 それでは、何かご質問がございましたら、お願いいたします。

笠原委員 今の課長のお話の中で、第7期ということなのですが、委員の方の再任というのは、何期まで可能になっているのでしょうか。

学校支援課長 委員の再任は最長10年までとなっております。

笠原委員 この中ではまだそこまで。

学校支援課長 満期に達する委員の方はいらっしゃる形になっております。

笠原委員

ありがとうございます。

下城委員

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、報告は以上とさせていただきます。

次に協議・報告事項の報告 1 に移ります。

報告 1

令和7年度卒業式及び令和8年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について

説明者 及川高校教育課長

高校教育課長

「令和 7 年度卒業式及び令和 8 年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ご説明いたします。

ファイル07をお開きください。学習指導要領には、入学式や卒業式などにおいて、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあります。まず、令和7年度卒業式の状況ですが、すべての県立学校及び公立小・中学校において、国旗が掲揚され、国歌を斉唱しました。また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、「3」の表「令和6年度」に記載のとおり、県立高等学校では、令和6年度卒業式において、1校1名の不起立の教職員がいましたが、令和7年度卒業式においては、不起立の教職員はおりませんでした。

次に令和８年度入学式の状況ですが、すべての県立学校及び公立小・中学校において、国旗が掲揚され、国歌を斉唱しました。

また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、「3」の表「令和8年度」に記載のとおり、県立学校では、不起立の教職員はおりませんでした。

2/3ページ以降につきましては、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、公立小・中学校における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況を記載したものでございます。後ほどご覧ください。

なお、県立学校における国歌斉唱時の不起立者の把握については、不起立であった教職員の人数に加えて、氏名及び指導経過についても、引き続き学校側に報告を求めています。

「令和 7 年度卒業式・令和 8 年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱について」の報告は以上でございます。本日の報告資料につきましては、5 月 1 日、教育委員会のホームページで公表する予定です。

以上でございます。

下城委員

それでは、何かご質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ以上とさせていただきます。

報告 2 に移ります。

報告 2

不祥事防止の取組について

説明者 高橋行政課長

行政課長

ファイル08をお開きください。報告 2 「不祥事防止の取組について」、説明いたします。

右下のページ番号、2/19ページをご覧ください。本日の説明事項になります。本日は主に、記載の 3 点について、説明いたします。

3/19ページをご覧ください。「令和 7 年度教育委員会における不祥事防止の取組の実施状況等について」です。

次の4/19ページでは、不祥事ゼロ運動を開始して以降の処分件数の推移を示しています。令和 5 年度には件数が大幅に増加し、令和 6 年度は少し減少しましたが、令和 7 年度には再び増加したという状況となっております。

5/19ページ及び6/19ページでは、事案別、雇用形態別、県立・市町村立別の処分件数を記載しており、引き続き性暴力等事案の割合と、経験の浅い教職員の割合が高いという課題がございます。

7/19ページは、昨年度の処分事案の概要となります。

続いて、8/19ページをご覧ください。県ではわいせつ事案の根絶を最重要課題とし、「神奈川県教育委員会不祥事防止取組方針」を作成しているところです。

次の9/19ページでは、現状の不祥事防止取組方針の構成をツリー図で示しております。なお、本日は説明を省略させていただきますが、昨年度策定しました、令和 7 年度から 9 年度までの不祥事防止取組方針を、参考までに資料の最後に添付しています。

続いて、10/19ページをご覧ください。令和 7 年度に実施した新たな取組についてです。昨年度は、具体的な不祥事事例等を説明する研修動画の作成など、を新たに実施したところです。そのうち、主な二つの取組を、次の11/19ページと12/19ページに記載しております。令和 7 年度は、11/19ページ記載のとおり、逮捕された場合の自身の影響等について、警察OBのリアルな体験談をもとに講義を実施したほか、12/19ページ記載の、各学校で行う研修を支援するため、性暴力被害防止に取り組むNPO法人の協力を得て、研修企画時の留意事項等をまとめた映像資料を作成し、各学校に展開したところです。

次に、14/19ページをご覧ください。令和 8 年度の取組についてです。資料記載のとおり、令和 8 年度の新たな取組として、校内での盗撮防止に向けて、盗撮カメラ探知機を活用した校内点検を実施したいと考えています。こちらの取組は、昨年度、盗撮画像共有事案が発覚した名古屋市において、その再発防止策として実施された取組で、盗撮機器が発する熱をサーモグラフィで可視化することができる探知機を導入するというも

のです。具体的な運用方法等は15/19ページと16/19ページに記載のとおりです。各地区の県立学校に探知機を貸し出し、地区内で探知機を持ち回り、校内点検を実施することとしたい、と考えております。また、県教育委員会では、各校で行われている不祥事防止の取組状況等を確認するため、行政事務調査という現地調査を実施していますが、その調査の際にも、局の職員が、校内点検を行いたいと考えております。

次に、17/19ページをご覧ください。その他として、こども性暴力防止法、いわゆる日本版D B S の施行について、説明いたします。

18/19ページに記載のとおり、令和8年12月25日にこども性暴力防止法が施行され、こどもに接する現場で働く職員等は、法で定められた特定性犯罪の前科の有無の確認が必要となります。

次の19/19ページでは、制度開始後に必要となる対応について記載していますが、今後、市町村とも連携しながら、こどもへの性暴力防止の取組にかかる対応を実施してまいります。

説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたら、お願いいたします。

常陸委員 盗撮カメラの探知機について伺いたいのですけれども、これは、手順の1としては各地区でそれぞれの学校の中で順番に点検を実施するということなのですが、この点検を実施する担当者はどのようなポジションの方を想定されているのですか。

行政課長 管理職を想定しております。

常陸委員 名古屋で導入されてということだったのですけれども、名古屋でこの探知機を活用したことによって、盗撮カメラが発見されたというような事例というのは何かお聞きになってますでしょうか。

行政課長 発見されるというよりも抑止、ということ。実施することで、今後のそういったカメラを設置するようなところを抑止できるか、と考えております。

常陸委員 ありがとうございます。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 これは県立の取組ということなのですが、市町村のほうはいかがな状況でしょうか。

行政課長 現在、予算の関係もありまして調整中なのですが、市町村のほうにも貸し出しができないか、というところを検討しているところです。具体的には、所管の教育事務所プラス横須賀市さんで、一台ずつぐらいご用意させていただいて、活用させていただいて、もしそ

の効果というところがあるようでしたら、予算の都合もありまして、一義的には学校設置者である市町村さんということになるのですが、市町村立学校働き方改革加速化補助金がございますので、そちらも管理職のお仕事の負担軽減という部分もあると思いますので、そういったところもご紹介させていただきながら、検討いただけないかな、というところで、一緒に連携していきたいなとは考えているところです。

笠原委員 続けてよろしいですか。市町村の中でも、先ほどの常陸委員のご質問にあった、事案に関連した職員が出た学校があったかと思うのですが、そういう学校、その地域での取り組み、というのは、かなり共有されているという理解でよろしいですか。

行政課長 我々のほうで、各市町村が行っている好事例のほうを、県立では不祥事防止ポータルサイトで共有していますし、市町村には紙ベースで、各学校の取組、配らせていただいています。そういった中でも、私物、職員室からスマートフォンを持ち出さないような取組をやっている学校等もございますので、そういった様々な取組を共有することで、市町村、小・中学校のほうでもいろいろな気づきとかあると思いますので、そういうのを参考にいただければと思っていますところです。

笠原委員 なかなかこういう取組って、継続的に、かつ安定的にやっていくということの難しさはあると思うのですが、いろんなことをやりながら、結局どれが一番効果があるかというのはなかなか難しいと思うのですが、やはり県と市町村協力しながら、是非、安定的に、かつ継続的に、こういう取組をすることによって、本当の意味での抑止力というか、安全安心な環境が担保できるような状況が作れることが一番望ましいとは思っているのですが、是非そういったところを共有しながら、引き続きお願いしたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 今回の盗撮カメラの件でもう一点だけ。これはお願いごとなのですが、今回は職員の不祥事防止の策の一環として導入される施策だとは思いますが、やはり児童・生徒、未熟な面もまだある児童・生徒たちが、自分のスマホなりを使って、同級生なりの盗撮をするといったようなケースも、事案としては他県でもお聞きするところですので、なかなかどうにかたちでの周知が適切かは難しいところかもしれないのですが、先ほど抑止力ということで話が合ったかと思うのですが、児童・生徒たちにも、こういうことで盗撮はきちんと監視といいますか、今回その探知機を使うようなことで、抑止をしようとしているといったことを、少しどこかで、児童・生徒たちも認識できるような、ことがあるとよいのかなと思いました。

行政課長 委員のおっしゃるとおり、生徒による盗撮の防止も効果が期待できると思っておりますので、教職員だけでなく、生徒も含めて、広く周知していきたいと考えているところ

です。

常陸委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

笠原委員 今の常陸委員の話の中で、子どもたちのスマートフォンの関連の部分で、監視という言葉が出てきたかと思うのですが、子どもたちに対しては、見守るのだ、という、監視と見守りの違いを、明確に指導しつつ、先生方自身に対しても、何かそういうことがあることによって、自分たちでやらなければならないことが、それによってやってもらうことで安心につながるのかもしれませんが、本来はやはり学校教育の場面で、こういうことが行われること自体が、すごく危機的な状況であると。子どもたちの行為であるとか、先生方の行為を監視するためにやるのではなくて、いかにそれを見守りながら、正常な状態にするかというところは、すごく配慮をしながら丁寧にやっていかないと、一歩間違えると、安易な方向に走るという気がするのです。こういう機械が出れば出るほど、エスカレートしていったらもうカメラをつけた方が早いのではないか、という議論にもなりかねないと思うので、やはりそういうところがゴールではないのだということを常に意識しながら、対応していただくことを付け加えさせていただきたいと思います。

行政課長 学校現場の皆さんともよく、お話を伺いながら連携して、安全で安心な学びの場所になるように、引き続き努力してまいりたいと考えております。

下城委員 他にいかがでしょうか。
私も同じことを思いましたけれども、見守り。監視じゃなくて、できれば、やっていなくて抑止効果が期待できるっていうのが一番望ましいと思うので、こういう探知機がありますよ、と言って、いつ回るか分からないけれど、回ることもあるかもしれませんよ、と言うことで抑止効果になれば一番望ましいかなと思うのですが。同じことは前も言いましたが、盗撮事案だけではなくて、性暴力の事案についても、児童・生徒さんが被害者に、一方的に被害者になる場合もありますけれども、そうではなくて関係に陥ってしまうというような場合もあり得るので、そういうことになれば、教員も一生大変なことになる、教員を続けられなくなるわけですし、ということ、生徒の皆さんにも、何らかのかたちできちんと周知できるように、教育というところでできないのかという。未成年である皆さんは、そういう意味で見守られている対象なのですよ、ということ、特別な対象なのですよ、ということ、きちんと伝えるように、生徒に本人にも伝えるように、ということの教育も、啓発教育もしていいのではないかなというふうにも思います。よろしくお願いします。

吉田委員、いかがでしょうか。

吉田委員 非常にこの話題が出るたび、寂しく、悲しくなっていく。私自身が本当に罰則をどれだけ厳しくしても、なかなか防ぎようがないんだっていうようなかたちを考えていま

す。ではどうしたらいいのだという、なかなかいいアイデアはないのですが、例えば、私、今、病院長から施設長として、病院とお家の間の施設、いわゆる中間施設、老人保健施設というところで、施設長をやって、少し感じることをして、利用者さん、入所している人の拘束、という、そういった言葉に関して、また行動制限ということに関してなのですが、例えば、病院にいたときに、高齢の方が食事をとらない、あるいは水分を十分にとらない。そういったときに、私なんかが行って、ご飯食べないと、ちゃんと水分をとらないと、点滴しなくてはいけないよ。なんてことない普通の会話としてあった。ていうふうに思っていた。今聞いてても、皆さんそのとおりでないと感じるかと思うのですが、その台詞自体が、施設においては、抑制という、それとともに何かしらのおどかし、そういった言葉ともとられる、不適切介護の言葉ととられるんだ。スピーチロックという言葉があって、言葉を制限すること、言葉を止めるということ、やってはいけないっていうようなことを言われる。例えば、何かの用事があって、入所者の人がトイレに行きたいのですがとかなんかと言った時に、介護する人が、少し待っててと言って、別の用事終わって、当然あとからその利用者さんのところ行こうという、そういう行動をすることになんら不思議に思わなかったのですが、ちょっと待っててという言葉自体が不適切なんだ。その次、では何と云えばいいのだ。これを終わったら行くからね、そう伝えてください、というような表現をする。だからものの表現なんか、私が新しいところに行って、えらく得るものというか、いろいろなようなかたちで思っているんで、これがいじめ防止、そういったものの抑止力にどう繋がるかと、まだまだ自分の頭の中で練れていないのですが、これまでの罰則を厳しく厳しく厳しくして、管理体制、あるいは見守りいろいろなぬんぬんの形のある言葉の中で、方向性を変えて新しく考えてみたい。そのようなことを思っていますので、また一つよろしくお願いいたします。感想です。以上です。

下城委員

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようでしたら、以上とさせていただきます。

次に日程第1の臨教第11号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長を指定いたします。

（10時16分非公開の会議に入り、10時34分公開の会議に戻る。）

教育長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

＜非公開会議審議等結果＞

日程第 1

臨教第 11 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第 12 号議案

- ・ 生涯学習課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。